

BB国債価格（引値）算出方針

日本相互証券株式会社

目次

第1章 総則

1 本書の目的	1
2 BB国債価格（引値）の概要	1
3 発表の対象及び形式	1
4 利用上の注意及び免責	3

第2章 算出方法

1 算出方法の考え方	4
2 固定利付国債	5
3 クライメート・トランジション利付国債	6
4 10年物価連動国債	6
5 国庫短期証券	7
6 ストリップス国債（分離元本・分離利息）	10

第3章 諸手続

1 発表の遅延、誤発表の取扱い	11
2 コンティンジェンシー・プラン	11
3 算出方針の変更	12
4 継続的な発表停止	12
5 各種通知の方法	13
6 ご意見等	13

第4章 内部統制

1 内部統制の枠組み	14
2 利益相反管理	14
3 品質・健全性の確保	15
4 監査	16

資料 コンティンジェンシー・プランのタイムスケジュール

第1章 総則

1. 本書の目的

本書は、B B国債価格（引値）に係る基本事項を定め、B B国債価格（引値）の算出方法及び諸手続等に関する基本的な方針（以下「算出方針」といいます。）を公表することにより、B B国債価格（引値）の公正性、健全性及び継続性を確保するとともに、利用者の理解を深めることを目的とします。

2. B B国債価格（引値）の概要

（1）発表の背景

B B国債価格（引値）は、1998年の証券取引所における市場集中義務撤廃に伴い、東京証券取引所が上場国債全銘柄の価格公示を停止したことを契機として、国債の業者間仲介業務を営む当社が1998年12月より発表を開始した国債価格です。当社は、午後3時時点における国債全銘柄の価格を毎営業日午後4時に発表します。

（2）B B国債価格（引値）の定義

B B国債価格（引値）（以下「引値」といいます。）は、当社における取引情報を基に算出する当日午後3時時点の国債価格であり、当社の業者間取引における売買の基準価格です。

3. 発表の対象及び形式

（1）対象銘柄

対象銘柄は、固定利付国債、10年物価連動国債、国庫短期証券、W I銘柄及びストリップス国債とし、下表のとおり発表します。

国債種類	発表値				
	引値	前日比	単価	複利	
固定利付国債	単利	○	○	○	
W I銘柄	半年複利			○	
10年物価連動国債	単価		○		
W I銘柄	半年複利			○	
国庫短期証券	単利		○	○	
W I銘柄	単利		○		
ストリップス 国債	残存半年以上		年2回利払 割引複利	○	○
	残存半年未満		割引単利	○	

・W I銘柄とは、国債の入札前取引で取り扱う銘柄を指します。

- ・利付国債のW I 銘柄と当該新発銘柄は、算出値の種類が異なるため、値の引継ぎを行いません。（入札実施日の新発銘柄は前日比を公表しません。）
- ・10年物価連動国債の単価は、連動係数を考慮しません。
- ・国庫短期証券の新発銘柄の前日比は、前日の当該W I 銘柄の単利との差とします。
- ・単価（10年物価連動国債を除く。）は、単利（残存半年以上のストリップス国債は複利）を基に算出します。（T + 1の受渡日を基準に算出します。ただし、新発銘柄とW I 銘柄は、T + 1が発行日になる日まで、発行日を基準に算出します。）
- ・固定利付国債の複利は、単価を基に算出します。
- ・クライメート・トランジション利付国債は固定利付国債に含みます。

（2）桁数と刻み

発表値の桁数及び刻みは、下表のとおりです。

国債種類	単利		複利		単価	
	桁数	刻み	桁数	刻み	桁数	刻み
固定利付国債	3桁	0.005%	3桁	0.001%	3桁	0.001円
W I 銘柄			3桁	0.005%		
10年物価連動国債					2桁	0.05円
W I 銘柄			3桁	0.005%		
国庫短期証券	3桁	0.005%			4桁	0.0001円
W I 銘柄	3桁	0.005%			4桁	0.0001円
ストリップス 国債	残存半年以上		3桁	0.005%	3桁	0.001円
	残存半年未満	3桁	0.005%		3桁	0.001円

- ・桁数は小数点以下の桁数。
- ・国庫短期証券とそのW I 銘柄において単利が0.10%以下の場合には、0.001%刻みを適用します。

（3）発表時刻

原則として、午後4時に発表します。

（4）発表方法

引値の発表は、当社の債券取引用端末（以下「BTT端末」といいます。）又は当社が直接提供する取引参加者向けデータ配信サービスを通じて行います。取引参加者以外の利用者に対しては、情報提供会社等を通じて発表します。

（5）発表開始日と発表終了日

入札及び償還に伴う発表開始日と発表終了日は下表のとおりです。

国債種類	価格発表開始日	価格発表終了日
固定利付国債 国庫短期証券 ストリップス国債	入札日	償還日の2営業日前
W I 銘柄	入札アナウンスメント日	入札日の1営業日前

4. 利用上の注意及び免責

引値は、当社の業者間取引における売買の基準価格です。店頭取引等において参考価格として利用される場合には、利用者の自己判断の下でご利用いただきますようお願いいたします。

引値の利用に際し、発表の遅延、発表の停止、発表値の誤謬若しくは発表値の訂正により発生する又は発生する可能性がある損害等について、当社はその責任を負いません。

第2章 算出方法

1. 算出方法の考え方

(1) 算出方法の概要

発表の対象となる国債毎に、当社における取引状況や商品特性、その他の状況等を勘案し、個別に算出方法を定めています。また、引値の発表にあたっては、以下で定める算出方法に従い算出されたことを確認したうえで、発表します。

算出方法の概要は、次のとおりです。

① 固定利付国債

当社における日中の取引情報からイールドカーブを作成し、当該イールドカーブから個々の銘柄の価格を算出します。

② クライメート・トランジション利付国債

当社における日中の取引情報から同残存年限の固定利付国債との複利利回り較差を取得し、当該複利利回り較差を基に個々の銘柄の価格を算出します。

③ 10年物価連動国債

当社における日中の取引情報からBEIを取得し、当該BEIを基に個々の銘柄の価格を算出します。

④ 国庫短期証券

個々の銘柄を所定の方法でグループに分け、当社における日中の取引情報から当該グループ毎に作成したイールドカーブを基に価格を算出します。

(2) 算出方法に用いる用語の定義

- ・「取引情報」とは、当社が担う私設取引システム（PTS）運營業務における気配、出来値、ベースス、BEI及び銘柄間スプレッド等を指します。
- ・「売気配」及び「買気配」とは、売り買いそれぞれの最良気配を指します。また、この両方を総称して「売買気配」とします。
- ・「最終出来値」とは、午後3時時点において、最後に取引が成立した出来値を指します。
- ・「午後3時時点」とは、大阪取引所の国債先物取引におけるクロージング・オークション（午後立会）近辺の時間帯を指します。
- ・算出方法に用いる「出来値」及び「気配」は、数量が5億円未満のもの、誤って注文又は約定したもの及び同一の会社により成立した約定等は含めません。
- ・「GCレポレート」とは、日本証券業協会が当日公表する東京レポ・レートを指します。

2. 固定利付国債

固定利付国債（含むW I 銘柄）は、次の手順で算出します。

（1）参照銘柄の設定

残存期間に応じて、下表の参照銘柄を設定します。

残存期間	銘柄
残存10年以下	残存半年毎に約20銘柄
残存10年超	残存1年毎に約30銘柄

※ 参照銘柄は四半期毎に見直します。

（2）参照銘柄の利回りの設定

当社が取引情報を基に、原則として以下の優先順位で参照銘柄の利回り（以下「プロット値」といいます。）を設定します。

- ① 午後3時時点で売り買い両方の気配がある銘柄については、「売気配 \leq プロット値 \leq 買気配」となるように設定します。
- ② 午後3時時点で売り又は買いの一方に気配がある銘柄については、「売気配 \leq プロット値」又は「プロット値 \leq 買気配」となるように設定します。
- ③ 午後3時時点で気配がない銘柄については、当該銘柄、同償還銘柄及び周辺銘柄における日中の出来値・売買気配及びこれらから推測されるイールドカーブ形状等を踏まえて設定します。

（3）イールドカーブの推計

参照銘柄のプロット値を複利に変換後、当該複利を基に平滑化スプライン回帰によりイールドカーブ（複利曲線）を作成します。

（4）暫定値の算出

前述のイールドカーブから償還年限に応じた複利を求め、銘柄毎に単利に変換後、0.005%刻みにするための端数処理を行い、暫定値を算出します。W I 銘柄については、複利のまま端数処理を行い、暫定値とします。

（5）暫定値の補正と引値の決定

暫定値について当社の取引情報を踏まえて必要に応じて補正を行い、引値を決定します。

（例）

- ① 同償還銘柄間の利回り較差に対する補正
- ② 隣接する償還年限間の利回り較差に対する補正等

3. クライメート・トランジション利付国債

クライメート・トランジション利付国債は、次の手順で算出します。

日中における取引情報に基づき、同残存年限の固定利付国債複利利回り（以下「基準国債利回り」といいます。）とクライメート・トランジション利付国債複利利回りとの複利利回り較差を計測し、午後3時時点における基準国債利回りとの複利利回り較差から引値を算出します。翌営業日以降、有効な取引情報が得られない場合、当該複利利回り較差を維持します。

なお、入札日において、落札結果発表後に複利利回り較差を計測出来る取引情報が得られない場合、午前11時05分時点の固定利付国債の取引情報から基準国債利回りを算出し、財務省が公表する落札利回りとの複利利回り較差を計測し、午後3時時点における基準国債利回りとの複利利回り較差から引値を算出します。

4. 10年物価連動国債

10年物価連動国債（含むW I 銘柄）は、日中における出来値及び午後3時時点の取引情報に基づき、次の手順で算出します。

(1) B E I の計算

① 前日 B E I

- ・「前日のペア債の決定値（複利）－前日の物価連動国債の引値から求めた複利」を求め、当該計算結果を「前日 B E I」とします。

② 出来時 B E I

- ・「物価連動国債の最終取引成立時点におけるペア債の複利－物価連動国債の最終出来値から求めた複利」を求め、当該計算結果を「出来時 B E I」とします。

③ 売気配 B E I 及び買気配 B E I

- ・当日のペア債決定値（複利）と午後3時時点の売買気配から求めた複利より、「売気配 B E I」及び「買気配 B E I」をそれぞれ求めます。

※ 原則として、ペア債とは、物価連動国債と同月に入札が実施された10年国債を指します。

(2) 適用 B E I の決定

前日 B E I、出来時 B E I 並びに売気配 B E I 及び買気配 B E I に基づき、原則として下表のとおり「適用する B E I」を決定します。

	出来値・気配の有無	適用するBEI (%)
①	出来値がある銘柄	出来時BEIを適用する。 ただし、売買気配BEIの範囲内で決定する。
②	出来値はないが、午後3時時点に気配がある銘柄	①により決定した他の銘柄のBEI前日比を求め、当該銘柄の前日BEIに適用する。ただし、売買気配BEIの範囲内で決定する。 (※1～3)
③	出来値がなく、午後3時時点に気配もない銘柄	①により決定した他の銘柄のBEI前日比を求め、当該銘柄の前日BEIに適用する。 (※1～3)

※1：①の銘柄が複数あった場合は、当該銘柄と残存期間が最も近い銘柄のうち残存期間が長い方の銘柄を採用します。また、残存期間3年超の銘柄の適用BEI決定にあたり残存期間3年以下の銘柄は採用しません。

※2：②において、全ての銘柄に出来値がない場合は、前日BEIと売買気配BEIを比較して決定します。また、当該銘柄の売買気配BEIが適用される場合は、当該銘柄を①の銘柄に準ずる扱いとし、他の②及び③の銘柄の決定に適用します。

※3：全ての銘柄に出来値がなく、午後3時時点に気配もない場合は、前日BEIを適用します。

※4：新発債入札日において、落札結果発表後に出来値がない場合は、午前11時05分時点のペア債の複利と財務省が公表する募入最低価格より算出した値を出来時BEIとして扱います。

(3) 引値の算出

「当日のペア債の決定値（複利）－適用するBEI」を計算し、当該結果を単価にしたものを当日の引値とします。WI銘柄は当該結果の複利を当日の引値とします。

※ 日中の相場変動等により、上記の方法により算出した引値の前日比が周辺の銘柄と比べて著しく乖離した場合、当該銘柄の売買気配の範囲内において周辺銘柄の取引情報を適用して当該銘柄の引値を算出することがあります。

5. 国庫短期証券

国庫短期証券（含むWI銘柄）は、次の手順で算出します。

(1) グループの分類

① 償還日に応じて、下表のとおりグループを分類します。

グループ	対象銘柄
A	3 Mの最長期債の償還日以前に償還日を迎える銘柄
B	3 Mの最長期債の償還日より償還日が先であり、 6 Mの最長期債の償還日以前に償還日を迎える銘柄
C	6 Mの最長期債の償還日より償還日が先である銘柄

- ② グループAは、日本銀行の積み期間毎にサブグループに分割します。サブグループは更に四半期末の前後で分割します。
- ③ グループB又はグループCにおいて、償還日が四半期末をまたぐ銘柄間で著しい利回り較差が生じていると当社が認める場合、一時的に当該四半期末の前後でグループを分割することがあります。

(2) 出来値又は気配がある銘柄の引値の決定

日中における出来値及び午後3時時点の取引情報に基づき、原則として下表の優先順位で引値を決定します。

	銘柄・取引情報 (%)		引値 (%)
①	出来値があり、 午後3時時点に 気配もある銘柄	売気配 \leq 最終出来値、 又は最終出来値 \leq 買気配	最終出来値
		最終出来値 $<$ 売気配、 又は買気配 $<$ 最終出来値	売気配 \leq 引値 \leq 買気配
②	出来値はあるが、午後3時時点に気配がない銘柄		最終出来値
③	出来値はないが、 午後3時時点に 気配がある銘柄	前日引値 \leq 売気配、 又は買気配 \leq 前日引値	売気配 \leq 引値 \leq 買気配
		売気配 $<$ 前日引値、 又は前日引値 $<$ 買気配	(3)の方法に準じる

※ 同時間帯に複数の出来値がある場合、採用する出来値は当社が決定します。

(3) 出来値及び気配がない銘柄の引値の決定

午後3時時点において出来値及び気配がない銘柄は、原則として以下の方法により引値を決定します。

- ① 同一グループ内に(2)の方法により引値を決定した銘柄が存在する場合
- ・(2)の方法により算出した引値や残存期間の近い固定利付国債等を参照して、同一グループ内のイールドカーブを作成し、銘柄毎の引値を決定します。

※ 同一グループ内に(2)の方法により引値を決定した銘柄が複数存在する場合、または、(2)の方法により決定した引値の水準が銘柄固有の要因

により同一グループ内の他の銘柄と著しく異なる場合、他の銘柄の算出に当たり当該銘柄を参照しないことがあります。

② 同一グループ内に（２）の方法により引値を決定した銘柄が存在しない場合

- ・ 他のグループの引値や残存期間の近い固定利付国債等を参照して、同一グループ内のイールドカーブを作成し、銘柄毎の引値を決定します。他グループの参照に当たっては、残存期間がより長いグループのうち残存期間が最も近いグループを優先します。
- ・ 引値の決定に当たり東京レポ・レート等を参照することがあります。

※ 前日に銘柄固有の要因によって同一グループ内のイールドカーブの水準よりも高いまたは低い利回りの出来値や気配により引値が決定した銘柄については、当日の日中に当該銘柄に出来値や気配がない場合も、周辺銘柄のイールドカーブ形状を考慮した水準より高いまたは低い利回りとする場合があります。

【留意事項】

① 受渡日が四半期末をまたぐ場合

- ・ グループAをサブグループに分割せず、同一グループとして算出することがあります。

② 新発債入札日における取扱い

- ・ 新発債入札日における以下の銘柄の出来値のうち、落札結果発表前の出来値は、算出に使用しません。
 - － 2M、3M：グループAのうち、新発債と償還月が同一四半期の銘柄
 - － 6M、1Y：グループB及びグループCの銘柄
- ・ 新発債入札日において、落札結果発表後に出来値がない場合は、財務省が公表する募入平均利回りを最終出来値として扱います。

③ 金融政策の変更時

- ・ 金融政策の変更を考慮し、前述の算出方法によらず引値を決定することがあります。

6. ストリップス国債（分離元本・分離利息）

ストリップス国債（分離元本・分離利息振替国債）の引値は、当日の固定利付国債の引値から求めた単価を現在価値（各キャッシュフローの現在価値の和）とし、各キャッシュフローに対する割引率として算出します。

第3章 諸手続

1. 発表の遅延、誤発表の取扱い

(1) 発表の遅延

引値の発表が午後4時10分以降に遅延すると判断される場合には、その旨を速やかに通知します。通知の方法は「5. 各種通知の方法」を参照してください。

(2) 誤発表・訂正の取扱い

やむを得ず、発表後に当社が発表値の訂正を要すると判断した場合には、直ちにその旨を通知するとともに、速やかに正誤表を通知します。

なお、過日分の引値発表値に誤りが発見された場合には、原則として発表値の訂正を行いませんが、参考として正誤表を通知します。

2. コンティンジェンシー・プラン

(1) 算出方法の代替

当社の取引における極度の流動性低下や当社の取引システムに係る障害等により、当社の取引情報が著しく不足する状況、又は取得不能な状況によって通常の算出方法による算出が困難な場合には、当社は以下の代替方法により当日の引値を算出します。なお、代替方法により算出した場合には、発表に際し、その旨を通知します。

① 固定利付国債

複数の取引顧客から主要年限（2年債、5年債、10年債、20年債、30年債、40年債）の新発債の実勢と考える価格をヒアリングし、平均法により価格を設定したうえで、イールドカーブを作成します。イールドカーブ作成以降は、通常の方法により発表値を算出します。

② その他の国債（固定利付国債以外）

特段の措置を講じず、通常の算出方法に準じて引値を算出します。

(2) 発表方法の代替措置

引値の発表に使用する通信環境等の障害により、通常の方法による発表が不可能となり、発表の見通しが立たない場合は、午後4時30分を目途としてその旨を通知したうえで、当社ホームページにて当日の引値を発表します。

(3) 一時的な発表停止

災害、システム障害、その他要因により、午後5時30分までに前述の代替手段によっても算出及び発表が困難な状況にある場合、当日の引値の一部又

は全銘柄の発表を停止し、前日発表した引値をもって当日の引値とします。
その場合には、速やかに通知します。

(4) その他

本書に記載のない事象が発生した場合、又は本書に定める方法による算出及び発表が困難であると当社が判断した場合には、当社が適当とみなした方法により対応することがあります。

3. 算出方針の変更

(1) 算出方針の変更の検討

当社は、本書に定める算出方針の変更を要するような状況変化の有無を定期的に確認し、以下の状況にあると考えられる場合、算出方針の変更を検討します。

- ① 本邦債券市場において制度や法令等の変更があり、当該変更即して引値の定義や算出方針の変更を要する場合
- ② 極度の流動性低下により、引値を算出するための取引情報を取得できない状況が一定期間継続し、改善する見通しが立たない場合
- ③ 以上にかかわらず、当社が必要と判断する場合

(2) 関係者との協議

上記の算出方針の変更が重要な変更と考えられる場合、変更案の検討に当たり関係者の意見を参考とするために、案件に応じて当社が選定した関係者と協議等を行うことがあります。

※ 重要な変更とは、当該変更により、変更前に比べて引値の内容・性質又は水準に著しく影響を及ぼすことが見込まれる変更を指します。

(3) 変更内容の決定

算出方針に関する変更内容は、当社の規定に沿って審議のうえ決定します。

(4) 変更実施の通知

当社は、決定した変更内容、変更理由、想定される影響及び実施時期を、原則として実施の3ヵ月前までに通知します。

4. 継続的な発表停止

当社は、以下の状況にあると考えられる場合、引値の継続的な発表停止を検討します。

- (1) 本邦債券市場の環境や取引慣行の変化により、引値へのニーズが著しく低下

し、発表を停止した場合にも、金融・経済に与える影響が限定的と考えられる場合

- (2) 「3.算出方針の変更」(1)①又は②の状態が長期にわたり継続しているが、算出方法等の変更が困難であり、それが改善する見通しが立たない場合
- (3) 以上にかかわらず、当社が必要と判断する場合

継続的な発表停止に関する関係者との協議、発表停止の決定及び発表停止の通知については、「3.算出方針の変更」(2)～(4)に準じます。

5. 各種通知の方法

前述の各種通知の方法は、以下のとおりです。

対象者	通知対象	通知方法
B T T 端末利用者	・発表の遅延、誤発表 ・コンティンジェンシー・プランによる発表 ・算出方針の変更 ・継続的な発表停止	B T T 端末上の表示 又は F A X
引値情報提供サービス利用者		電子メール又は F A X
その他利用者	・算出方針の変更 ・継続的な発表停止	当社ウェブサイト に掲載

※「B T T 端末利用者」とは、B T T 端末を利用する当社顧客を指します。

※「引値情報提供サービス利用者」とは、当社の情報提供サービスにより引値のデータを取得している当社顧客及び情報提供会社等を指します。

※ その他利用者とは、情報提供会社等を通じて利用している者を指します。

6. ご意見等

(1) 受付窓口

引値に関するご意見等は、当社ホームページに設置する受付窓口（専用フォーム）からお寄せ下さい。

(2) ご意見等への対応

寄せられたご意見等は、引値の運営のための参考としますが、個々の銘柄の算出結果や本書に記載のない算出過程の詳細等に関するご意見等については、回答を差し控えます。

(3) 個人情報の取扱い

受領した個人情報は、当社の「個人情報保護宣言」に基づき厳重に管理します。

第4章 内部統制

1. 内部統制の枠組み

引値に係る内部統制は以下の枠組みで機能させ、強化、充実に努めます。

(1) 監督機能

常勤取締役及び執行役員で構成する業務執行会議、内部統制委員会及び内部監査委員会が、引値の運営・管理に対する監督機能を担います。

これらの各会議体は、引値に係る運営状況及び管理状況についての報告を定期的に受け、必要に応じて協議をし、運営態勢及び管理態勢の見直し等について指示をします。

(2) 運営部署

引値を算出する専門部署（以下「運営部署」といいます。）を設置し、引値の算出・管理等の運営を担当します。運営部署は、自らの品質・健全性を確保するための取組を行い、引値の運営状況を定期的に業務執行会議へ報告します。

(3) 管理部門

コンプライアンス部門が引値に係る利益相反管理について、リスク管理部門が引値の品質・健全性を損なうリスクの管理について、その状況を検証し、定期的に内部統制委員会へ報告します。

(4) 監査部門

監査部門が、運営部署、コンプライアンス部門及びリスク管理部門の監査を実施します。監査部門は、監査結果について定期的に内部監査委員会へ報告します。なお、監査部門は内部監査委員会の直轄組織です。

2. 利益相反管理

利益が相反するおそれのある行為について、以下のとおり管理方法を定め、引値の公正性、健全性を確保します。

(1) 利益相反のおそれのある行為の特定・類型化

当社では、当社若しくは当社役職員又は第三者の利益を図るため、公正で健全な引値の算出・運営を損ない、引値の利用者が不利益（悪影響）を被るおそれがある行為を利益相反のおそれのある行為として特定し、以下のとおり類型化します。

① 運営部署の役職員が、算出方針に反して、恣意的に引値を算出・決定する

行為

- ② 当社役職員が、運営部署に対して引値を誘導する行為又は圧力をかける行為
- ③ 当社役職員が、引値の発表前に引値決定値を社外に漏えいする行為又は引値に関する非開示情報を社外に漏えいする行為
- ④ その他利益相反のおそれのある行為

(2) 利益相反のおそれのある行為を回避する措置

- ① 運営部署はトレーディング部門等から独立した組織とします。
- ② 利益相反のおそれのある行為を禁止事項として規定します。

(3) 管理体制

- ① 利益相反管理者が、規定事項の遵守状況を点検し、定期的に利益相反管理統括者に報告します。
- ② コンプライアンス部門は、利益相反管理の実効性・有効性について、定期的に検証します。
- ③ コンプライアンス部門は、役職員に対する利益相反管理に関する周知及び研修等を行います。
- ④ 当社では、当社の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とし、内部通報制度を整備しています。組織的又は個人的な法令違反行為等に関する職員等から通報された情報を適正に処理する仕組みを整備しています。

(4) 利益相反のおそれのある行為が顕現化した場合の対応

当社の規定に従い対処します。

3. 品質・健全性の確保

以下の取組を通じて、引値の品質・健全性を確保します。

(1) 引値の発表プロセス

引値は、以下のプロセスで発表します。

- ① 運営部署の引値作成担当者が、算出方法に準じて各自引値を算出します。
- ② 運営部署の引値作成担当者間で、算出結果について相互に確認します。
- ③ 運営部署の責任者が、算出結果を再確認し、引値の発表を承認します。

(2) 定期的な点検

- ① 運営部署は、引値の算出に係る証跡に基づき、算出方法に対する準拠性等を定期的に点検します。
- ② リスク管理部門は、運営部署における点検活動の実効性・有効性について、定期的に検証します。

(3) 事務リスク

- ① 運営部署は、引値の作成から発表までの業務フローに潜在するリスクを洗い出し、予め未然防止措置を講じます。
- ② リスク管理部門は、これらの措置及びその運用状況について、定期的に検証します。

4. 監査

(1) 監査

監査部門は、引値の運営状況及び管理状況について定期的に内部監査を実施し、指摘事項等については、改善状況のフォローアップを行います。
また、必要に応じて外部監査を実施します。

(2) 監査証跡の保存

監査で必要となる記録等（引値の算出に係る記録、意見等の記録等）は、5年間保存し、適切に管理します。

以上

<資料> コンティンジェンシー・プランのタイムスケジュール

